## 「詳説 犯罪収益移転防止法・外為法」訂正表 (2016年10月25日版)

頁数	訂正前	訂正後
44 頁	「イ」には該当しないと考えられる。	「イ」には <u>基本的に</u> 該当しないと考えられる。
10 行目		
53 頁	預金関連取引の <u>特定</u> 取引該当性	預金関連取引の <u>対象</u> 取引該当性
1 行目		
56 頁下か	口座提供業者	口座 <u>情報</u> 提供業者
ら3行目		
58 頁 8 行目	<u>対対象</u> 取引	<u>対象</u> 取引
104頁1行	上場会社	<u>非</u> 上場会社
目、6行目		
141 頁	④については、ハイリスク取引の類型のいず	⑥についてはハイリスク取引の類型のいず
	れかに該当するような要素も見当たらないの	れかに該当するような要素も見当たらないの
	で、④の要件も満たす前提で検討を進める。	で <u>⑥</u> の要件も満たす前提で検討を進める。
	<u>⑤</u> については、特定取引の該当性判断に際し	④については特定取引の該当性判断に際し
	ては、まず、対象取引の類型のいずれかに該当	ては、まず、対象取引の類型のいずれかに該当す
	するかを検討する必要があるが、施行令7条1	るかを検討する必要があるが、施行令7条1項
	項 1 号タの 200 万円以上の大口現金取引等の	1号タの 200 万円以上の大口現金取引等の対象
	対象取引の類型に該当する。簡素な顧客管理が	取引の類型に該当する。簡素な顧客管理が許容
	許容される取引にも該当しない。従って、 <u>⑤</u> の	される取引にも該当しない。従って、 <u>④</u> の要件
	要件も満たす。	も満たす。
	⑥については、取引時確認の記録が残ってい	<u>⑤</u> については、特に問題なく、⑤の要件も満
	なければ、法4条3項の例外は利用できない。	たす。
	<u>このため、⑥</u> の要件も満たす。	
152 頁(15)	「代表者等と顧客等との関係」	「特定取引等の任に当たっていると認めた
		<u>理由」</u>
215 頁	215 頁の冒頭の表の位置を、5 行目の「例えば、	、法令遵守等の体制整備との関係でいえば、次の
	ように整理できる。」の直後に移動。	
230 頁 13 行	上記のような通達もあり、(a)及び(b) <u>以外</u> の	上記のような通達もあり、(a)及び(b)の情報
目	情報しか、	しか、
264 頁 4 の	依拠先が行っていることが必要となる(規則	依拠先が行っていること <u>、又は自ら行うこと</u>
末尾	附則 4 条)	が必要となる (規則附則 4 条 <u>、7 条</u> )
361 頁 6 行	対内 <u>直投</u>	対内 <u>直接投資等</u>
目		
424 頁 12 行	平成 <u>29</u> 年 1 月 1 日	平成 <u>31</u> 年 1 月 1 日
目		
424 頁脚注	http://law.e-gov.go.jp/ <u>announce</u> /H26SE179.h	http://law.e-gov.go.jp/ <u>htmldata/H26</u> /H26SE
	tml	179. html